

日鳥協発第 19- 166 号

平成 19 年 11 月 27 日

会 員 各 位

社団法人 日本食鳥協会

会長 芳賀 仁



地鶏肉等に対する消費者の信頼確保への取組について

拝啓

晩秋の候、貴社におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて標題のことにつきまして、別添のとおり平成 19 年 11 月 21 日付け 19 生畜第 1506 号をもって農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長から「国産銘柄鶏の定義及び表示」等の本会が定めたガイドラインの遵守について徹底を図るなど、地鶏肉に対する消費者の信頼確保に向けた取組の充実を図るよう依頼がありました。

地鶏肉については、「地鶏肉の日本農林規格（特定 JAS）」及び本会が定めた「国産銘柄鶏の定義及び表示」に準拠し、国産鶏肉の生産管理と消費拡大に努めてきたところです。

しかしながら昨今、消費者から地鶏肉の信頼を損なうような事案が発生し、多くの報道がなされております。

各会員におかれましては、従来より充分留意されていることとは存じますが、再度社内及び関係者に対し周知徹底方をご依頼申し上げます。

敬具

添付書類

「地鶏肉等に対する消費者の信頼確保への取組について」他 3 枚

以上



19生畜第1506号
平成19年11月21日

社団法人日本食鳥協会会長 殿

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長

地鶏肉等に対する消費者の信頼確保への取組について

地鶏肉等の特色ある鶏肉については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく「地鶏肉の日本農林規格」及び貴協会が定めた「国産銘柄鶏の定義及び表示」に準拠しつつ、地域の生産・流通関係者が自主的な基準を設定し、生産方法の管理と販売・普及活動に取り組まれているところです。

しかしながら、今般、地鶏肉を取り扱う食肉加工販売会社において、廃鶏肉を使用した加工品を地鶏肉の加工品とする偽装表示を行っていた事実が判明したところであります。このような事案の発生は、地鶏肉等に対する消費者の信頼を揺るがし、生産・流通関係者がこれまで地道に積み上げてきた努力を無にするものであり、地域の畜産振興にも大きな影響を及ぼす重大な問題であります。

平成17年3月に取りまとめられた養鶏問題懇談会報告書においても、「消費者の食の安全に対する信頼を失わないよう、流通段階等における偽装表示の防止強化の取組も必要である。」との指摘がなされているところであり、このような事案の発生を防止するためには、生産段階において基準の遵守の徹底を図るとともに、流通段階において販売先との間で信頼できる安定的な取引関係を確立することが極めて重要であります。

貴協会におかれましても、「国産銘柄鶏の定義及び表示」等の貴協会が定めたガイドラインの遵守について徹底を図るなど、地鶏肉に対する消費者の信頼確保に向けた取組の充実が図られるよう、傘下会員の御指導方お願いいたします。

なお、各都道府県畜産主務部長には、別添のとおり通知したので御了知願います。

写

19 生畜第 1506 号
平成 19 年 11 月 21 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長

地鶏肉等に対する消費者の信頼確保への取組について

地鶏肉等の特色ある鶏肉については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく「地鶏肉の日本農林規格」及び社団法人日本食鳥協会が定めた「国産銘柄鶏の定義及び表示」（別紙参照）に準拠しつつ、地域の生産・流通関係者が自主的な基準を設定し、生産方法の管理と販売・普及活動に取り組まれているところです。

しかしながら、今般、地鶏肉を取り扱う食肉加工販売会社において、廃鶏肉を使用した加工品を地鶏肉の加工品とする偽装表示を行っていた事実が判明したところであります。このような事案の発生は、地鶏肉等に対する消費者の信頼を揺るがし、生産・流通関係者がこれまで地道に積み上げてきた努力を無にするものであり、地域の畜産振興にも大きな影響を及ぼす重大な問題であります。

平成 17 年 3 月に取りまとめられた養鶏問題懇談会報告書においても、「消費者の食の安全に対する信頼を失わないよう、流通段階等における偽装表示の防止強化の取組も必要である。」との指摘がなされているところであり、このような事案の発生を防止するためには、生産段階において基準の遵守の徹底を図るとともに、流通段階において販売先との間で信頼できる安定的な取引関係を確立することが極めて重要であります。

貴職におかれましては、都道府県機関が種鶏又は雛を供給する場合に利用条件を設定するなど、地域の畜産振興を図る観点から、地鶏肉等に対する消費者の信頼確保に向けた取組の充実を図るとともに、都道府県内の生産・流通関係者において別添の取組が円滑に進められるよう御指導方宜しくお願い申し上げます。

地鶏肉等に対する消費者の信頼確保に向けた生産・流通関係者の取組等

1 銘柄の管理・普及

- ・地鶏肉の日本農林規格（特定JAS規格）の認定取得
- ・地鶏肉等の名称等の商標登録
- ・都道府県等公的機関による産地認証 等

2 生産管理の徹底

- ・種鶏又は雛の供給の際の交配様式や飼養管理方法等の利用条件の設定
- ・飼養管理・衛生管理マニュアルの策定及び遵守状況の確認体制の構築
- ・飼養管理方法、関係制度等に関する生産者等への研修の実施 等

3 流通段階における信頼性の確保

- ・鶏肉販売店、鶏肉提供飲食店の指定制度の導入
- ・商品から生産者名等の情報が確認できるトレーサビリティの導入 等

国産銘柄鶏の定義及び表示

社団法人 日本食鳥協会

平成9年3月25日承認

平成14年8月30日変更承認

平成17年11月29日変更承認

1. 現在、国内で生産され、いろいろな名称を附して流通している鶏肉のうち、次に掲げる地鶏及び銘柄鶏（種鶏及び採卵鶏を除く。）を総称して「国産銘柄鶏」という。
2. 「国産銘柄鶏」は、鶏種、飼料、飼育方法、出荷日令等について通常のチキンと異なる方法により差別化を図り、我が国で飼育し、処理加工したもので、その内容によって次の「地鶏」及び「銘柄鶏」に分類する。
3. 「地鶏」とは、在来種（別表参照）の純系によるもの、又は在来種を素びなの生産の両親か片親に使ったもので、在来種由来の血液百分率が50%以上のものをいう。生産方法では、飼育期間が80日以上であり、28日令以降平飼いや1㎡当り10羽以下での飼育が必要である。
4. 「銘柄鶏」とは、両親が地鶏に比べ増体に優れた肉専用種といわれるもので、できた素びなの羽色が褐色系で赤どりといわれるものとブロイラーといわれる通常の若どり（チキン）の場合があり、いずれの場合も親の鶏種（赤どり：シェーバーレッドプロ、レッドコーニッシュ、レッドプリマスロック、プレノアール等、ブロイラー：ホワイトコーニッシュ、ホワイトロック等）とともに、通常の飼育方法（飼料内容、出荷日令等）と異なり工夫を加えた内容を明らかにした次の表示を食鳥処理場の出荷段階のパッケージ等に行ったものをいう。なお、小売段階においてもこれに準じて一定の表示を行う。
5. 表示方法
 - (1) 名称及び品名（もも肉、むね肉等の部位）
 - (2) 原産地（飼養地）
 - (3) 生産の方法（①鶏種、交配様式 ②出荷日令 ③飼料内容）
ただし、銘柄鶏は除く。
 - (4) 内容量
 - (5) 消費期限又は賞味期限
 - (6) 保存方法
 - (7) 生産者の氏名又は名称及び住所

《別表》（定義されている在来種）

会津地鶏、伊勢地鶏、岩手地鶏、インギー鶏、烏骨鶏、鶉矮鶏、ウタイチャー、エー	うこっけい	うずらちやぽ
コク、横斑プリマスロック、沖繩髻地鶏、尾長鶏、河内奴鶏、雁鶏、岐阜地鶏、熊本種、久連子	おうはん	かわちやっこ
鶏、黒柏鶏、コーチン、声良鶏、薩摩鶏、佐渡髻地鶏、地頭鶏、芝鶏、軍鶏、小国鶏、矮鶏、	ひげ	がん
東天紅鶏、蜀鶏、土佐九斤、土佐地鶏、対馬地鶏、名古屋種、比内鶏、三河種、葦曳矮鶏、葦曳	こえよし	じとっこ
鶏、宮地鶏、ロードアイランドレッド	ひげ	しばととり
	とうまる	しやも
	くきん	しょうこく
	ひない	ちやぽ
		みのひきちやぽ
		みのひき